



2024年2月9日

各 位

会 社 名 鳥居薬品株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 松田 剛一  
(コード番号 4551 東証プライム)  
問 合 せ 先 経営企画部 (TEL 03-3231-6814)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年3月27日開催予定の第132回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2023年11月8日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事並びに代表取締役の異動に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の業務執行の決定権限を業務執行取締役へ委任することを可能とすることにより、経営の更なる迅速な意思決定に向けた検討を進めるとともに、取締役会の監督機能の強化等を通じて、コーポレートガバナンスをより一層充実・強化すること等を目的とし、2024年3月27日開催予定の当社第132回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 現状の企業規模等を勘案して、取締役の員数の上限を設定することとし、現行定款第18条（取締役の員数）を変更するものであります。
- (3) 取締役副会長及び取締役相談役を選定しておらず、また、今後もこれらの役付取締役を選定する予定がないことに鑑み、現行定款第21条（代表取締役および役付取締役）の取締役副会長及び取締役相談役の選定に関する規定を削除するものであります。
- (4) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することを明確にするものであります。
- (5) 不測の事態により、株主総会を開催することが困難な場合においても、株主総会の決議を要せずに剰余金の配当等を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第31条（剰余金の配当等の決定機関）として新設するとともに、現行定款第37条（剰余金の配当）を変更し、あわせて変更案の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するものであります。  
なお、この定款変更の効力発生後も、株主総会で剰余金の配当等を決議することができるとは変わりはありません。
- (6) 他、上記の各変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容  
別紙のとおりであります。

3. 日程  
定款変更のための株主総会開催日 2024年3月27日（予定）  
定款変更の効力発生日 2024年3月27日（予定）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査役</u></li><li>3. <u>監査役会</u></li><li>4. <u>会計監査人</u></li></ol> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査等委員会</u> (削除)</li><li>3. <u>会計監査人</u></li></ol> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>
<p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>第6条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>第8条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</li><li>③ (条文省略)</li></ol>	<p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議<u>または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が</u>定め、これを公告する。</li><li>③ (現行どおり)</li></ol>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社における株主権行使の手続その他株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社における株主権行使の手続その他株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規則による。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>3名以上</u>とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長、<u>取締役副会長、取締役社長</u>各1名、<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役</u>各若</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)は、<u>7名以内</u>とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から、取締役会長、取締役社長</u>各1名、<u>取締役副社長、専務取締役</u></p>

現行定款	変更案
<p>干名を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第27条 当会社の監査役は、3名以上とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、</p>	<p>および常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第22条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u>  <u>第 29 条 補欠監査役の予選の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の任期)</u>  <u>第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規定)</u>  <u>第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u>  <u>第 35 条 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	(常勤の監査等委員)
	<u>第 27 条 監査等委員会は、その決議によつて常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会の招集通知)
	<u>第 28 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
	② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会規定)
	<u>第 29 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u>
第6章 計算	第6章 計算
第 <u>36</u> 条 (条文省略)	第 <u>30</u> 条 (現行どおり)
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関)
	<u>第 31 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によつて定めることができる。</u>
(剰余金の配当)	(剰余金の配当の基準日)
<u>第 37 条 当社は、株主総会の決議によつて、毎年 12 月 31 日を基準日として期末配当をすることができる。</u>	<u>第 32 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</u>
② <u>当社は、取締役会の決議によつて、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>	② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u>
(新設)	③ <u>前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>

現行定款	変更案
<p data-bbox="220 237 496 271">第 38 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="220 320 277 353">附則</p> <p data-bbox="236 400 655 434"><u>(取締役の任期に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="220 439 762 719">第 1 条 第 20 条の規定にかかわらず、2022 年 3 月 29 日開催の第 130 回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2023 年 12 月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本条は、当該期日経過後、これを削除する。</p> <p data-bbox="451 768 528 801">(新設)</p>	<p data-bbox="790 237 1082 271">第 33 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="790 320 847 353">附則</p> <p data-bbox="1023 400 1099 434">(削除)</p> <p data-bbox="790 768 1331 846"><u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="790 851 1331 1131">第 1 条 第 132 回定時株主総会の終結前の監査役(監査役であったものを含む)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条の定めるところによる。</p>